

広島県告示第八百十五号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川の名称

二級河川八幡川水系石内川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和五年五月二十四日

三 廃川敷地等の位置

広島市佐伯区五日市町大字石内字大津五八一五番一〇

四 廃川敷地等の種類及び数量

1 種類

土地

2 数量

五〇・六五平方メートル